

規程第 1 号

公益社団法人徳島森林づくり推進機構 理事会運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構定款（以下「定款」という。）第 34 条の規定により理事会を設置し運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(理事会の業務決定事項)

第 2 条 定款第 35 条第 1 項第 1 に規定する業務執行の決定事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 76 条第 3 項に規定する事項
 - (ア) 従たる事務所の設置、移転及び廃止
 - (イ) 法人法第 38 条第 1 項に掲げる総会を招集する場合の事項
 - ① 総会の日時及び場所
 - ② 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - ③ 総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - ④ その他、法務省令で定める事項
- (2) 法人法第 90 条第 4 項に定める事項
 - (ア) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (イ) 多額の借財
 - (ウ) 重要な使用人の選任及び解任
 - (エ) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (3) 組織に関する事項
 - (ア) 定款第 26 条第 2 項に定める理事長、副理事長及び専務理事、並びに常務理事の業務分担
 - (イ) 定款第 66 条第 2 項に定める事務局組織
 - (ウ) 友誼団体への加入または脱退
 - (エ) 役員の報酬及び費用弁償規程
 - (オ) 理事長、副理事長及び専務理事、並びに常務理事の理事の代行順序の決定
- (4) 人事に関する事項
 - (ア) 定款第 66 条第 2 項に定める職員の職制
 - (イ) 定款第 66 条第 2 項に定める就業規則
 - (ウ) 定款第 66 条第 3 項に定める職員の任免方法
- (5) 資産及び会計等に関する事項
 - (ア) 定款第 51 条に定める収支予算の承認
 - (イ) 前号の収支予算の変更の承認

- (ウ) 定款第 52 条に定める決算の承認
- (エ) 定款第 55 条に定める基金の手続き
- (オ) 業務方法書に定めがない資金の借入先
- (カ) 取引金融機関の決定
- (キ) 会計基準の適用
- (6) 事業に関すること
 - (ア) 定款第 51 条に定める事業計画の承認
 - (イ) 定款第 52 条に定める事業報告の承認
 - (ウ) 定款第 60 条第 1 項に定める業務方法書の決定
 - (エ) とくしま絆の森事業運営委員会の運営に必要な事項
 - (オ) 機構有林事業の森林取得計画の承認
 - (カ) 緑の募金事業に関する事業計画、収支予算、その他緑の募金の運営に関する重要事項の決定
 - (キ) 木材生産販売等事業の事業計画の承認
 - (ク) 分収林の取得基準の承認
 - (ケ) 上記各号の計画変更に関すること
 - (コ) 争訟に関する事項
- (7) その他機構の運営に必要な事項
 - (ア) 定款第 60 条第 2 項に定める機構の運営に必要な規程等
 - (イ) その他必要な事項

(理事の職務の監督)

第 3 条 理事会は理事の職務の執行を監督するため、理事は自己の職務の執行の状況を理事会で報告する。

2 理事長、副理事長及び専務理事、並びに常務理事は、前項の報告を年 2 回以上、4 ヶ月を超える間隔で報告しなければならない。

(理事長及び専務理事の選定及び解職)

第 4 条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定にあたり理事の互選による方法で候補者を立て、その選定及び解職は定款第 38 条の規定により決する。

(理事会の決議の省略)

第 5 条 理事は、特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款第 38 条第 3 項の規定により理事会を開催し決議する手続きを省略することができる。

2 前項により理事会の議決があったとすることができる定款第 38 条第 3 項に規定する法人法第 96 条の要件は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときであって、監事が当該提案について異議が

ない場合をいう。

3 前項の書面による同意の意思表示は、提案議題及び提案の趣旨等の説明を記載し賛否を明らかにする書面表決書により行うものとする。

(監事の出席)

第 6 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(議事録)

第 7 条 理事会の議事については、定款第 39 条に定める議事録を作成し、招集日時、出席者の氏名、議題及び審議の概要を記載するものとする。

附 則

この規程は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 条)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程の改定は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年度事務事業から適用する。